

中央公民館の改修工事に伴い 災害時の避難所を変更

避難する際にはお間違えのないようお気をつけください。

期間 令和8年9月～令和10年2月（※）

避難所 総合体育館柔道場に変更

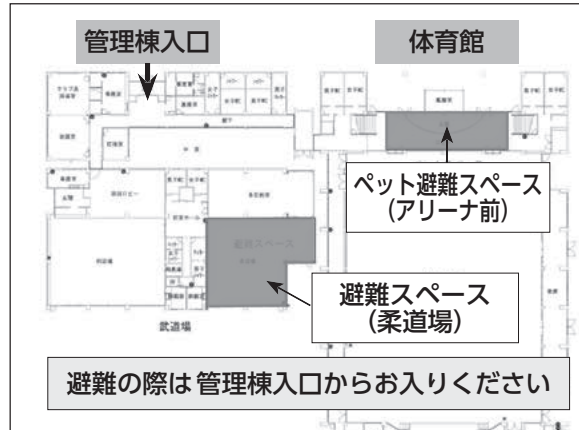
所在地：苅田町殿川町1-30

ペット避難 受付後アリーナ前のスペースをご利用ください。

避難所へ避難することが困難な場合は、自宅の2階に避難するなど、自らの判断でより安全な避難行動をとるよう心掛けてください。

※期間は工事の進捗状況により変更となる場合があります。

●問い合わせ／総務課 危機管理室 ☎093・588・1037



生活道路における 自動車の法定速度を引き下げ

9月1日から生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げとなります。
特に道幅が狭い道路の最高速度が引き下げとなりますので、より一層安全運転を心掛けましょう！

法定速度が30km/hに引き下げられる道路

法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられる道路は、主に地域住民の日常生活に利用されるような生活道路で、中央線等がない道路が対象です。



法定速度が変わらない道路（引き続き60km/h）

今回の改正ですべての道路の法定速度が30km/hになるわけではありません。次のような道路の法定速度は、引き続き60km/hです。



- ・中央線や車両通行帯が設けられている一般道路
- ・中央分離帯等が設けられ、自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道の本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線を除いたもの
- ・自動車専用道路

道路標識等により最高速度が指定されている道路

道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、法定速度ではなく、指定されている速度が自動車の最高速度となります。

例1 法定速度は60km/hですが、道路標識等により最高速度が30km/hと指定されている道路→最高速度は30km/hです。



例2 法定速度は30km/hですが、道路標識等により最高速度が40km/hと指定されている道路→最高速度は40km/hです。



月10時間まで 通園できる！ こども誰でも通園制度

対象

保育園などに通っていない0歳6か月から満3歳未満までのお子さん

STEP 1

つうえんポータルから町へ利用認定を申請

STEP 2

町が認定し、利用者アカウントを発行

STEP 3

つうえんポータルにログインし、利用希望施設に事前面談を予約

STEP 4

面談後、施設利用を予約

STEP 5

施設を利用して利用料300円／1時間を支払う

こども誰でも通園制度は、現在、下記施設で利用可能です。

保育園名	所在地	電話番号
青い鳥保育園	大字集 2286	093・436・0953
白川保育園	大字法正寺 240	0930・23・1106
若久青い鳥保育園	若久町1丁目8-3	093・436・0949
認定こども園 与原保育園	大字下新津 1598	0930・22・1373

くわしくは下コードからご確認ください！



●問い合わせ／こども課 ☎093・588・1036

苅田町戦没者追悼式

～今年の開催日は8月28日です～

戦争で犠牲になられた方々のご冥福を祈り、恒久平和への誓いを新たにすため、戦没者追悼式を挙行します。

■と き／8月28日(金) 10:00 開式（受付 9:30）

■ところ／町立図書館 AVホール

■対象／戦争が原因でお亡くなりになった方のご遺族

※遺族宛の郵送案内はしませんのでご注意ください。
※無宗教献花方式で行います。平服でお越しください。
※送迎バスを運行しますのでご利用ください。

●問い合わせ／福祉課 地域福祉担当
☎093・434・1039

送迎バス運行予定表

網かけしたバス停は、コミュニティバスのバス停に停車します。

●苅田校区コース

北公民館 (9:25) → 苅田小学校正門前 (9:30) → 苅田駅 (9:35) → 図書館前 (9:40)

●白石・二崎コース

白石橋 (9:00) → 二崎公民館前 (9:05) → 丸勝自動車前 (9:10) → 福祉会館 (9:25) → 図書館前 (9:40)

●白川・片島校区、新津、尾倉コース

鋤崎 (8:40) → 谷 (8:45) → 山口入口 (8:48) → 山口 (8:50) → 稲光公民館前 (8:55) → 西部公民館 (9:00) → 菅原神社前 (9:05) → 浄土院 (9:10) → 浄土院入口 (9:12) → 木ノ元 (9:15) → 猪熊公民館 (9:20) → 百合ヶ丘交差点 (9:25) → 福田ビル前 (9:30) → 図書館前 (9:40)

荻田町奨学生 2 次募集



■対象／今回の募集は在学生のみです。

①荻田町に 3 年以上住所がある人のこども。

②同種の奨学資金の貸付を受けていない人。

③素行健全で学習意欲があり、経済的理由で学資の支出が困難で、下記の学校に在学している人。

(1)学校教育法第 1 条に規定する高等学校、特別支援学校、高等専門学校、大学（大学院含む）

(2)同法第 124 条に規定する専修学校

※専修学校は県内に所在し、かつ独立行政法人日本学生支援機構貸付対象校に限る（在学校に対象校になっているか必ず確認してください）。

※世帯の収入状況により貸付ができない場合があります（所得制限あり）。

※貸付の際は保護者の他に連帯保証人が 1 名必要です。連帯保証人の要件は町ホームページに掲載する奨学生募集要項を確認してください。

■貸付金額／

学校など	貸付金額(月額)
大学院	50,000 円以内
大学・短大・高専(4 年生以上) 専修学校専門課程	45,000 円以内
私立高校・専修学校高等課程	30,000 円以内
公立高校・高専(3 年生まで)	15,000 円以内

●申込・問い合わせ／学校教育課（役場 4 階） ☎ 093・434・1998

■貸付期間／奨学生が在学する学校の正規の修業期間

（大学院の貸付は入学年から 2 年が限度）

■申込／ 7 月 27 日⑨～ 8 月 28 日⑤に、下記の書類を学校教育課へ持参・郵送で提出してください。

（受付時間 平日の 8:30 ～ 17:15 ）

■申請時に必要な書類／

【学校教育課または町ホームページで取得するもの】

①奨学資金貸付申請書 ②学校推薦書

③家庭の状況調査・申請理由書

【各自で準備するもの】

④奨学生の属する世帯全員の住民票の写し

⑤保護者以外の連帯保証人の住民票の写し

⑥在学証明書 ⑦連帯保証人の課税証明書（令和 8 年度分）、納税証明書（令和 7 年度分）、使用料等（水道料金）の納付証明書（令和 7 年分）

※⑦は 2 名の連帯保証人それぞれの証明書が必要です。

■貸付金の返還／貸付金は無利子として卒業後 6 ヶ月目より貸付を受けた期間の 3 倍の期間内に月賦または年賦で均等償還。

■貸付の採否／ 9 月下旬頃に通知予定です。貸付が決定した奨学生への振り込みは 11 月上旬の予定です（10・11 月分をまとめて振り込みます）。12 月以降は、毎月 10 日に振り込み予定です。

詳細



ご利用ください！高齢者福祉サービス事業

介護家族支援元気回復事業 （元気回復サロン型）

在宅で高齢者を介護している家族に対して介護から一時的に離れ、介護者相互の交流会に参加するなど心身の元気回復の場を提供しています。

【対象】介護保険の認定を受けている人を常時介護している家族・過去に家族の介護を行っていた人（町内在住）

【日時】月 1 回 10:30 ～ 12:00 【場所】パンジープラザ

【活動内容】交流サロン（例：情報交換、学習会、レクリエーション等）

【利用料】無料

●問い合わせ／福祉課 ☎ 093・434・1039

介護家族支援介護用品給付事業

自宅で要介護高齢者を介護している家族に対し、紙おむつなどの介護用品を給付します。

【対象】①②どちらにも該当し、在宅で介護している家族

①介護を受ける人とその配偶者が住民税非課税

②要介護 3 以上で便意・尿意が無く常時オムツに失禁がある、または要介護 1・2 で重度の認知症状を有し、便意・尿意が無く常時オムツに失禁がある人
※在宅日数など、①②以外にも要件があります。

【利用限度額】5,000 ～ 6,250 円以内 / 月額（介護度等により変動あり）家族が注文した介護用品を月に 1 回、指定業者が自宅へ配達します

町職員の給与等を公表します

●問い合わせ／人事秘書課 人事担当 ☎ 093・434・1861

※詳細は町ホームページに掲載しています。



①歳出総額に占める人件費の割合（令和 6 年度普通会計決算）

人口 (住民基本台帳) (令和 6 年 1 月 1 日)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年の 人件費率
37,495 人	193 億 8,782 万 1,000 円	31 億 5,864 万 9,000 円	16.3%	16.8%

②職員給与費の状況（令和 6 年度普通会計決算）

職員数 (A)	給与費				一人当たりの 給与額 (B/A)
	給料	職員 手当	期末勤 奨手当	合計 (B)	
280 人 (4 人)	11 億 1,681 万 3,000 円	2 億 1,512 万 1,000 円	4 億 7,956 万 9,000 円	18 億 1,150 万 3,000 円	649 万 3,000 円

※職員手当には、退職手当は含みません。
※職員数の（ ）内は再任用短時間勤務職員の外書きです。

③職員の平均給料月額などの状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区分	一般行政職			消防職		
	平均 年齢	平均給料 月額	平均給与 月額	平均 年齢	平均給料 月額	平均給与 月額
荻田町	42.3 歳	337,465 円	403,233 円	42.0 歳	341,504 円	431,786 円
類似団体	40.8 歳	318,509 円	386,712 円	38.3 歳	314,341 円	397,438 円

④一般行政職員の初任給の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区分	大学卒			高校卒		
	荻田町	消防職	国	荻田町	消防職	国
法定 初任給	225,600 円	-	220,000 円	194,500 円	207,400 円	188,000 円
採用 2 年経 過給料額	233,300 円	-	228,900 円	206,100 円	218,400 円	199,400 円

⑤一般行政職員の級別職員数の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務の内容	職員数	構成率
1 級	主事補、技師補、主事、技師の職務	13 人	5.9%
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事、技師の職務	25 人	11.4%
3 級	主任主事、主任技師の職務	57 人	25.9%
4 級	主査、係長の職務	70 人	31.8%
5 級	次長、技術次長、所長、副課長、副参事の職務	28 人	12.7%
6 級	課長、主幹、参事の職務	14 人	6.4%
7 級	困難な業務を行う課長、主幹の職務	13 人	5.9%
合計		220 人	100.0%

⑥職員手当の状況

I．期末・勤勉手当（令和 6 年度支給割合）

区分	荻田町	
支給月	期末手当	勤勉手当
6 月期	1.225 月分	1.025 月分
12 月期	1.275 月分	1.075 月分
合計	2.50 月分	2.1 月分
加算措置	有り（役職加算 5 ～ 15%）	

※期末・勤勉手当は、民間における賞与のことでです。

II．退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区分	勤続 20 年	勤続 25 年	勤続 35 年	最高 限度額	その他の 加算措置	退職時 特別昇給
自己都合	19.6695 月	28.0395 月	39.7575 月	47.709 月	なし	
勤奨・定年	24.586875 月	33.27075 月	47.709 月	47.709 月	特例措置 (2 ～ 20% 加算)	なし

III．その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

扶養手当	配偶者	3,000 円
	子	11,500 円
	その他の扶養親族	6,500 円
通勤手当	交通機関利用者 最高限度	55,000 円
	2 km 以上 5 km 未満	2,000 円
	5 km 以上 10 km 未満	4,200 円
	10 km 以上	7,100 円 ～ 31,600 円
住居手当	借家	最高限度 27,000 円

⑦特別職の報酬などの状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分	給料・報酬月額	議 長	415,000 円
町 長	829,000 円	副議長	375,000 円
副町長	663,000 円	委員長	349,000 円
教育長	605,000 円	議 員	344,000 円

⑧定員の状況 部門別職員数の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

部門		区分	職員数(人)		対前年 増減数
			令和 6 年	令和 7 年	
一般行政部門	議 会	4	4	0	
	総 務	72	74	2	
	税 務	18	18	0	
	民 生	22	23	1	
	衛 生	28	28	0	
	農林水産	10	11	1	
	商 工	4	4	0	
	土 木	37	36	▲ 1	
	小 計	195	198	3	
特別行政部門	消 防	49	47	▲ 2	
	教 育	35	34	▲ 1	
	小 計	84	81	▲ 3	
普通会計計		279	279	0	
公営企業等 会計部門	水 道	12	13	1	
	下 水 道	11	14	3	
	そ の 他	13	12	▲ 1	
	小 計	36	39	3	
合計		315	318	3	